

# 自治会館使用規則

施設管理委員会制定

1. 本規則は山中・比叡平学区まちづくり協議会施設管理委員会（以下委員会という。）規定第 11 条に基づき、比叡平自治会館（やまびこ、南自治会館及びこもれびの使用について定めたものである）。
2. 自治会館の管理・運営は、委員会が行う。
3. 自治会館の鍵はまちづくり協議会の会長及び事務局長、比叡平各自治会長、委員会役員（以下管理要員という。）、学区自主防災会の会長と事務局長、消防分団長及び委員会が必要と認めた者が所持する。
4. 自治会館の集会室、設備、備品等（やまびこの防災用品を除く。）は、比叡平各自治会の会員が関わる会合及び諸行事に使用することができる。
5. 使用時の責任者は原則として自治会員でなければならない。
6. 以下の状況にある、あるいは状況が想定される会合および諸行事には使用できない。
  - ①本規則が遵守されない場合。
  - ②大音量を発する等、近所に迷惑がかかる場合。
  - ③公序良俗に反する行事。
  - ④未成年者だけの利用。
  - ⑤大災害発生等で自治会が優先的に使用しなければならない場合。
7. 自治会館の使用は、委員会規定第 5 条第 1 項 (1)(2)、同条第 2 項 (1)(2)(3) 及び同条第 3 項 (1)(2) に定める用途は無償とし、それ以外は使用料を徴収する。
8. 使用料
  - ①自治会員が主催のもの 1 時間につき 150 円。但し、葬儀、参加費を徴収する講演会や 教室等での使用は 1 時間につき 500 円
  - ②その他の使用 1 時間につき 1000 円  
※使用は 1 室 1 時間単位とする。  
※使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。（解錠時から施錠時まで）
9. 使用申し込み
  - ①使用者は使用申込書（別添様式 1）をコミュニティセンターに提出する。同センター職員は申込書を管理要員に手渡す。使用者が協議会 HP の施設予約（以下予約システムという。）を使用する場合はこの限りでない。
  - ②使用は、使用する予定日から 3 か月間の申し込みが可能である。
  - ③予約変更が生じた場合は、速やかに又は使用の 3 日前には変更処理する。
  - ④予約なしでの使用はできない。なお、緊急事態の発生した場合はこの限りでない。
  - ⑤申込を受けた管理要員は予約システムに入力し、重複予約及び無償・有償を確認の上、使用者に鍵を渡す。
10. 以下の行為は禁止する。
  - ①鍵の又貸しおよび合鍵の作成

②建物内での喫煙

③建物内へのペット類の持ち込み

④個人や団体の所有物の常置、常設。但し、やまびこの学区自主防災会の防災資料及び防災備蓄用品並びに南自治会館の図書館資料を除く。

#### 11. 使用料の請求及び支払い

①使用料の請求は、使用報告書（様式2）により年2回行う。前期は9月30日までの使用分、後期は10月1日から3月20日までの使用分、3月21日以降の使用分は次年度前期の使用に含め請求する。

②使用料の支払いは、管理要員（会計）に手渡す。

#### 12. 使用報告等

①使用者は、使用後は後片付けを行い、火気の始末、消灯、施錠の確認を行い、ゴミは持ち帰る。

②使用後（無償・有償を問わず）は使用報告書（別添様式2）をその都度所定の場所に提出する。なお、鍵は使用後速やかに管理要員に返却する。

13. 葬儀で優先的に使用する場合で、他の団体等の予約が入っている時は、当該自治会長が予約している団体等の使用責任者と調整を行う。

14. 自治会館の使用時間は原則として9時から22時までとする。

15. 自治会館は建物内禁煙とする。

16. 使用者の行為で建物・器物の損壊等の損害が生じた場合は、使用者は速やかに委員会に報告し、修復の実費を負担する。

17. 本規則に定めていない事項については、委員会でその都度協議し決定する。

#### 【付則】

1. 本規則は2018年5月28日より施行する。

2. 自治会館協力会が2018年5月11日に廃止されたことに伴い、自治会館使用規定（2009年2月5日制定）は失効する。

3. この規則の一部改正は、2021年6月1日から施行する。